

自公、敵基地攻撃能力保有を合意

安保3文書改定 他国領土への攻撃に道

自民、公明両党は2日、歴代政権が「違憲」としてきた「反撃能力」＝敵基地攻撃能力の保有について合意しました。国会内で同日開かれた、国家安全保障戦略など安保3文書の改定に関するワシントンチーム(WTC)会合で確認しました。

↓関連の面

いる憲法9条に基づき、自国領域内での武力行使に限る「専守防衛」を大転換するものです。敵基地攻撃能力は日本への武力攻撃がない段階でも、相手領土の攻撃を可能とします。具体的には陸上自衛隊の「12式地对艦誘導弾」の長射程化や、米国製の長距離巡航ミサイル・トマホークの導入などが想定されています。

WTCの説明によると、「反撃能力」はミサイル防衛の不足を補うもので、「自衛のための必要最小限度」だとしています。安倍政権が強行した武力行使の「新要件」に基づいて行使するため、「存立危機事態」(集団的自衛権の行使)で「反撃」を行う可能性は排除されません。日本が攻撃を受けていないにもかかわらず、米軍からの要請があれば海外で武力攻撃を行う可能性がなくなります。

さらに「攻撃目標」は特定されず、相手国の全域が攻撃対象になります。自民党は相手国の政府機関など「指揮統制機能」も対象になると説明。何をもちて相手国による「攻撃着手」とするかもその時々で判断するとされており、歯止めは事実上ありません。

政府はすでに「反撃能力」明記する方針です。自公両党は、北朝鮮のミサイル問題など「安全保障環境」を受け、年内に決定する。文口裏に保有を正当化。「海外的武力行使」を禁じて

「反撃能力」の保有を海外での武力行使を禁じて